

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
取扱いの終了について

農 林 水 産 局
〔農林整備管理課〕
土 木 建 築 局
〔 建設産業課 〕
〔 技術企画課 〕

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。

これを踏まえ、これまでにお知らせした新型コロナウイルス感染症関係の取扱い等については、令和5年5月7日をもって終了しました。